

## 大田区特別支援教育検討委員会設置要綱

(平成17年9月29日 教指発第760号教育長決定)

### (設置)

第1条 大田区における特別支援教育に関する方針や総合的な教育支援体制の整備を目的とし、「大田区特別支援教育検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について審議し、その結果を教育長に報告する。

- (1) 特別支援教育に関すること。
- (2) その他関連する事項に関すること。

### (構成)

第3条 委員会は、以下の委員をもって構成する。

- ・ 学識経験者
- ・ 都立養護学校校長
- ・ 小学校保護者代表
- ・ 中学校保護者代表
- ・ 障害者団体代表
- ・ 療育施設関係機関代表
- ・ 区立幼稚園代表
- ・ 小学校校長代表
- ・ 中学校校長代表
- ・ 心身障害学級設置校校長代表
- ・ 教育委員会事務局次長
- ・ 教育委員会事務局庶務課長
- ・ 教育委員会事務局学務課長
- ・ 教育委員会事務局指導室長
- ・ 教育委員会事務局指導室統括指導主事
- ・ 教育委員会事務局教育センター相談室長
- ・ 教育委員会事務局特別支援教育担当指導主事

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選とする。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員長は、会務を総括する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員長は、必要に応じて所掌事項に関係のあるものの出席を求めることができる。

(作業部会)

第6条 所掌事項を効率的に検討するため、委員会の下に作業部会（以下「部会」という。）を置く。作業部会は以下の部員によって構成する。

- ・ 小学校校長代表
- ・ 中学校校長代表
- ・ 心身障害学級設置校校長代表
- ・ 都立養護学校副校長
- ・ 教育委員会事務局指導室長
- ・ 教育委員会事務局指導室統括指導主事
- ・ 教育委員会事務局庶務課庶務係長
- ・ 教育委員会事務局学務課学事係長
- ・ 教育委員会事務局指導室特別支援教育担当指導主事

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局指導室において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他について必要な事項は委員長が定める。

(付則)

この要綱は、平成17年9月29日に施行する。

特別支援教育検討委員会委員名簿

学識経験者	大南 英明 (帝京大学教授)
教育委員会事務局次長	池藤 紀芳 (H17.10.1~H18.3.28) 佐藤 喜美男 (H18.4.1~)
教育委員会事務局庶務課長	平山 政雄 (H17.10.1~)
教育委員会事務局学務課長	鴨志田 隆 (H17.10.1~)
教育委員会事務局指導室長	野口 敏朗 (H17.10.1~)
教育委員会事務局指導室 統括指導主事	小黒 仁史 (H17.10.1~H18.3.28) 内野 雅晶 (H18.4.1~)
教育委員会事務局指導室 特別支援教育担当指導主事	秋山 篤 (H17.10.1~H18.3.28) 佐藤 太 (H18.4.1~)
幼稚園代表	篠塚 正明 (大田区幼稚園会会長) (H18.4.1~)
小学校長代表	矢部 憲司 (大田区小学校長会副会長) (H17.10.1~H18.3.28) 野崎 仁 (大田区小学校長会特別支援教育担当) (H18.4.1~)
中学校長代表	工藤 長男 (大田区中学校長会会長) (大田区立大森第六中学校長) (H17.10.1~H18.3.28)
心身障害学級設置校校長代表	星野 芳子 (大田区心身障害学級設置校会長) (H17.10.1~H18.3.28) 飯島 忠志 (大田区心身障害学級設置校会長) (大田区立志茂田中学校長) (H18.4.1~)
都立養護学校校長	中村 浩司 (都立矢口養護学校校長) (H18.4.1~)
療育施設関係機関代表	遠藤 和良 (こども発達センター所長) (H18.4.1~)
大田区立教育センター相談室 長	酒井 芳徳 (H17.10.1~)
小学校保護者代表	木村 朔郎 (大田区立小学校PTA連絡協議会会長) (H17.10.1~H18.3.28) 川田 徹 (大田区立小学校PTA連絡協議会会長) (H18.4.1~)
中学校保護者代表	田中 育子 (大田区立中学校PTA連絡協議会会長) (H17.10.1~H18.3.28) 渡邊 武 (大田区立中学校PTA連合協議会会長) (H18.4.1~)
障害者団体代表	小山 園子 (大田区知的障害者育成会会長) (H17.10.1~)

## 大田区特別支援教育検討委員会等の審議経過

- 第1回 平成17年10月28日（金）
- 今後の特別支援教育の在り方について
  - 国及び東京都の報告書内容の確認
  - 質疑応答
- 第2回 平成18年1月30日（月）
- 大田区における特別支援教育の現状と課題について
  - 平成17年度特別支援教育状況調査について
  - 課題の検討
- 第3回 平成18年3月7日（火）
- 大田区における特別支援教育の基本的な在り方について
  - 在り方の検討
  - 課題の検討
- 第4回 平成18年7月
- 学校における校内の支援体制の検討
  - 通常の学級における特別に配慮を要する児童・生徒の状況
  - 養護学校等や関係機関との連携の状況
  - 関係機関との連携の状況
  - 就学相談との連携の状況
  - 教員の専門性
- 第5回 平成18年7月6日（木）
- 大田区立学校における特別支援教育体制の確立
  - 校内委員会
  - 特別支援教育コーディネーター
  - 個別指導計画に基づく指導の充実
- 第6回 平成18年7月27日（木）
- 大田区における特別支援教室（仮称）の在り方
  - 巡回による特別支援教育の工夫
  - 通常の学級における指導の充実
- 第7回 平成18年8月31日（木）
- 総合的な教育相談体制の整備
  - 学校への巡回指導の役割
- 第8回 平成18年9月28日（木）
- 大田区エリアネットワークによる特別支援教育
  - 副籍について
  - 交流学习及び共同学習の充実
  - 児童・生徒及び保護者・区民の理解啓発
- 第9回 平成19年1月22日（月）
- 特別支援教育検討委員会報告書における審議

\*特別支援教育 従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、LD、ADHD、高機能自閉症を含めて障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うものである。」（平成15年3月「国の協力者会議最終報告」）

\*LD〔学習障害〕（Learning Disabilities） 全般的に知的発達の遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に困難を示す様々な状態を示す。（文部省 平成11年「学習障害及びこれに類似する学習上の困難を有る児童生徒の指導方法に関する調査研究協力者会議」）

\*ADHD〔注意欠陥／多動性障害〕（Attention Deficit／Hyperactivity Disorder） 年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業に支障をきたすものである。7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。（「国の協力者会議最終報告」）

\*高機能自閉症 3歳くらいまでに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。（「国の協力者会議最終報告」）

\*心身障害学級 東京都独自の名称であり、特殊学級と同義。学校教育法に基づいて、小・中学校に設置されており、知的障害者、指定不自由者、病弱・身体虚弱者、難聴者、視覚障害者、言語障害者、情緒障害者を対象とした学級。

\*就学相談 障害のある児童・生徒一人一人にもっともふさわしい教育を進めるために、教育委員会と保護者が行う就学のための相談のこと。（「東京都の推進計画」）

\*校内委員会 特別な支援を要する児童・生徒やその保護者に対して、適切な教育や支援を行うことを目的として各学校に設置される委員会のこと。（「東京都の最終報告」）

\*特別支援教育コーディネーター 特別な支援を必要とする児童・生徒やその保護者のニーズに対する適切な支援を実施するために、学校内の教職員及び学校外の関係機関・専門家等との連絡・調整を行う者（教員）。小・中学校及び養護学校において、校長が指名する。（平成16年11月「東京都特別支援教育推進計画」（以下「東京都の推進計画」と表す。））

\*個別指導計画 障害のある児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かい指導を実現するために、学校が保護者からの意見等を参考に作成する児童・生徒一人一人の指導計画のこと。（「東京都の推進計画」）

\*交流及び共同学習 小学校学習指導要領解説総則編では「障害のある幼児児童生徒との交流は、児童が障害のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会であり、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場であると考えられる。」と述べられている。また、障害者基本法第14条の3で「国及び地方公共団体は、障害のある児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない」とされている。

\*特別支援学級 特別支援教育推進のため、「学校教育法」及び「東京都公立学校、中学校及び中東教育学校前期教育課程の学校編成基準」が一部改正されたことに伴い、東京都独自の名称である「心身障害学級」（国の名称である特殊学級）が特別支援学級に改まった名称。

\*特別支援学校 障害の重複化や多様化を踏まえた障害種別にとらわれない学校の設置形態のこと。地域の特別支援教育センター的役割を担う。（「国の最終報告」）

特別支援教室 特別な教育支援を必要とする児童・生徒に対し、個々の教育ニーズに応じた適切な教育を行なうため、小・中学校に設置する教室のこと。

\*学校支援ボランティア：区民の方の学校を支援する社会教育課登録制によるボランティア。カウンセリングや児童への個別対応などの支援内容がある。

\*エリア・ネットワーク構想 全都を複数のエリアに分割し、エリア内の盲・ろう・養護学校や小・中学校等の教育機関と医療、保健、福祉、労働等の関係機関が、それぞれの専門性に立脚したネットワークを構築する「特別支援教育システム」のこと。（「東京都の最終報告」）

\*個別の教育支援計画 教育、保健・医療、福祉、労働等の連携に基づき、乳幼児期から学校卒業後までの一貫性のある支援を行うことを目的として、LD等を含め障害のある児童・生徒一人一人のニーズに応じて作成される計画のこと。（「東京都の推進計画」）

\*副籍 都立盲・ろう・養護学校に在籍する児童・生徒やその保護者と地域との継続的な関係を維持するため、居住地域の小・中学校に副次的に籍を置くこと。（「東京都の最終報告」）

\*地域指定校 都立盲・ろう・養護学校の児童・生徒が住所を有する地域を学区域とする小・中学校で、学齢期における地域との関係を継続するため副籍を置く学校として指定する学校のこと。（「東京都の最終報告」）